

矢板市の災害支援制度一覧（災害別）

令和2年4月現在

(1) 火災による場合

項目	対象・内容	問合せ先
市県民税の減免	住宅又は家財の損害が、住宅又は家財の価格の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
固定資産税の減免	家屋、償却資産が使用不能、復旧不能となったとき。損害の程度に応じ、100分の40から全額。	税務課 (資産税担当) ☎43-1115
国民健康保険税の減免	住宅又は家財の損害が、住宅又は家財の価格の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が600万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
後期高齢者医療保険料の減免	住宅、家財等の損害が、前年中の合計所得金額の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
介護保険料の減免	住宅、家財等の損害が、住宅、家財等の価格の100分の20以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の25から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
災害見舞金の支給 (市・日赤)	被害程度、人数により市より30,000円～、日赤より5,000円～、毛布、布団、日用品セット。	社会福祉課 (社会福祉担当) ☎43-1116
災害見舞金の支給 (県共同募金会) (矢板市社会福祉協議会)	家屋の全半焼のとき、一世帯につき10,000円～20,000円。	矢板市社会福祉協議会 ☎44-3000
市営住宅の入居	住宅の滅失のとき、空室への入居。ただし、入居停止中の住宅は除く。	建設課 (管理住宅担当) ☎43-6212
災害ごみに関する こと	被災により発生したごみの処理手数料の軽減。	くらし安全環境課 (環境担当) ☎43-6755
保育料の減免	保育料の全部又は一部を納付できないと認められる者。	子ども課 (保育担当) ☎44-3600

国民年金保険料の全額免除	被害金額が財産のおおむね2分の1以上となる損害を受けたとき。	市民課 (市民・年金担当) ☎43-1117
--------------	--------------------------------	------------------------------

(2) 地震による場合

項目	対象・内容	問合せ先
市県民税の減免	住宅又は家財の損害が、住宅又は家財の価格の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
固定資産税の減免	土地、家屋、償却資産が使用不能、復旧不能となったとき。損害の程度に応じ、100分の40から全額。	税務課 (資産税担当) ☎43-1115
国民健康保険税の減免	住宅又は家財の損害が、住宅又は家財の価格の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が600万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
後期高齢者医療保険料の減免	住宅、家財等の損害が、前年中の合計所得金額の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
介護保険料の減免	住宅、家財等の損害が、住宅、家財等の価格の100分20以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の25から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
災害見舞金の支給 (市・日赤)	住宅の半壊以上の被害がある場合。被害の程度、人数により、市より30,000円～、日赤より5,000円～、毛布、布団日用品セット。ただし、災害救助法が適用となった場合は除く。	社会福祉課 (社会福祉担当) ☎43-1116
災害見舞金の支給 (県共同募金会) (矢板市社会福祉協議会)	家屋の全半壊の場合。一世帯につき10,000円～20,000円。ただし、災害救助法が適用となった場合は除く。	矢板市社会福祉協議会 ☎44-3000
災害ボランティアの派遣	希望される場合、壊れた家屋の片づけなどを支援。	
市営住宅への入居	住宅の滅失のとき、空室への入居。ただし、入居停止中の住宅は除く。	建設課 (管理住宅担当) ☎43-6212
災害ごみに関する こと	被災により発生したごみの処理手数料の軽減。	くらし安全環境課 (環境担当)

		☎43-6755
保育料の減免	保育料の全部又は一部を納付することができ ないと認められる者。	子ども課 (保育担当) ☎44-3600
国民年金保険料の 全額免除	被害金額が財産のおおむね2分の1以上とな る損害を受けたとき。	市民課 (市民・年金担当) ☎43-1117

(3) 風水害による場合

項目	対象・内容	問合せ先
市県民税の減免	住宅又は家財の損害が、住宅又は家財の価格 の100分の30以上で、前年中の合計所得金 額が1,000万円以下のとき。損害の程度に 応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
固定資産税の減免	土地、家屋、償却資産が使用不能、復旧不能 となったとき。損害の程度に応じ、100分の 40から全額。	税務課 (資産税担当) ☎43-1115
国民健康保険税の 減免	住宅又は家財の損害が、住宅又は家財の価格 の100分の30以上で、前年中の合計所得金 額が600万円以下のとき。損害の程度に応じ、 100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
後期高齢者医療保 険料の減免	住宅、家財等の損害が、前年中の合計所得金 額の100分の30以上で、前年中の合計所得 金額が1,000万円以下のとき。損害の程度 に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
介護保険料の減免	住宅、家財等の損害が、住宅、家財等の価格 の100分の20以上で、前年中の合計所得金 額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応 じ、100分の25から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
災害見舞金の支給 (市・日赤)	家屋の流出、全半壊、床上浸水の時。被害 の程度、人数により、市より20,000円 ～、日赤より5,000円～、毛布、布団日用 品セット。ただし、災害救助法が適用された場 合を除く。	社会福祉課 (社会福祉担当) ☎43-1116
災害見舞金の支給 (県共同募金会) (矢板市社会福祉協議会)	家屋の流出、全半壊、床上浸水の時。一世 帯につき10,000円～20,000円。た だし、災害救助法が適用された場合を除く。	矢板市社会福祉協 議会 ☎44-3000
災害ボランティア の派遣	希望される場合、壊れた家屋の片づけなどを 支援。	

市営住宅への入居	住宅の滅失のとき、空室への入居。ただし、入居停止中の住宅は除く。	建設課 (管理住宅担当) ☎43-6212
感染症予防のための家屋消毒	床上・床下浸水した家屋。消毒薬の配布又は消毒作業の実施。	健康増進課 (健康増進担当) ☎43-1118
災害ごみに関すること	被災により発生したごみの処理手数料の軽減。	くらし安全環境課 (環境担当) ☎43-6755
保育料の減免	保育料の全部又は一部を納付することができないと認められる者。	子ども課 (保育担当) ☎44-3600
国民年金保険料の全額免除	被害金額が財産のおおむね2分の1以上となる損害を受けたとき。	市民課 (市民・年金担当) ☎43-1117

(4) 大雪による場合

項目	対象・内容	問合せ先
市県民税の減免	住宅又は家財の損害が、住宅又は家財の価格の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
固定資産税の減免	建物、償却資産が使用不能、復旧不能になったとき。損害の程度に応じ、100分の40から全額。	税務課 (資産税担当) ☎43-1115
国民健康保険税の減免	住宅又は家財の損害が、住宅又は家財の価格の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が600万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
後期高齢者医療保険料の減免	住宅、家財等の損害が、前年中の合計所得金額の100分の30以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の12.5から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
介護保険料の減免	住宅、家財等の損害が、住宅、家財等の価格の100分の20以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき。損害の程度に応じ、100分の25から全額。	税務課 (市民税担当) ☎43-1115
災害見舞金の支給 (市・日赤)	住家に半壊以上の被害がある場合。被害の程度、人数により、市より30,000円～、日	社会福祉課 (社会福祉担当)

	赤より5,000円～、毛布、布団日用品セット。ただし、災害救助法が適用となった場合は除く。	☎43-1116
災害見舞金の支給 (県共同募金会)	家屋の全半壊の場合。一世帯につき10,000円～20,000円。ただし、災害救助法が適用となった場合は除く。	矢板市社会福祉協議会 ☎44-3000
災害ボランティアの派遣	希望される場合、壊れた家屋の片づけなどを支援。	
市営住宅への入居	住宅の滅失のとき、空室への入居。ただし、入居停止中の住宅は除く。	建設課 (管理住宅担当) ☎43-6212
災害ごみに関する こと	被災により発生したごみの処理手数料の軽減。	くらし安全環境課 (環境担当) ☎43-6755
保育料の減免	保育料の全部又は一部を納付することができ ないと認められる者。	子ども課 (保育担当) ☎44-3600
国民年金保険料の 全額免除	被害金額が財産のおおむね2分の1以上とな る損害を受けたとき。	市民課 (市民・年金担当) ☎43-1117

\*なお、これらの災害に伴う各申請には罹災（りさい）証明書が必要となる場合があります。

・問合せ先：火災以外の罹災証明書について⇒43-1115（税務課）

火災による罹災証明書について⇒44-2511（矢板消防署）